

2014年度 法人自己点検・評価委員会

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	
(1) 学校法人の理念・目的は適切に設定されているか						
a ◎高等教育機関として追及すべき目的(建学の精神、教育理念、使命)を踏まえて、当該附属機関・委員会の理念・目的を設定していること。	法人の理念は、前身である明治法律学校以来の建学の精神である「権利自由・独立自治」に基づき、学校を設置し、その教育・研究活動を通じて、広く社会・人類への貢献を行うものである。建学の精神である「権利自由、独立自治」は、個人の権利や自由を認め、学問の独立を基礎として自律の精神を養うという理念を広く普及させることを意味する。 2011年には、建学の精神にのっとり、本法人及び設置学校における長期的なビジョン(目標・戦略課題)である「学校法人明治大学長期ビジョン(以下「長期ビジョン」という。)」【1-54-1】を策定した。 長期ビジョンは、将来にわたり、明治大学が「新しい知の創造」及び「時代の要請に応える人材の育成」の拠点であり続け、世界に大きく飛翔するため、現在に至るまでの明治大学の歩みを振り返るとともに、可能性を見極め、創立150周年を見据えて、当面する今後10年間の強化の方向性及び理念について定めたものである。将来に向けた大きな方向性・到達すべき目標として、「世界へ国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」という長期ビジョンを策定した。 当該機関等は、長期ビジョンに基づき、学校法人の健全な運営や適正な事業の遂行を推進している。					1-54-1 学校法人明治大学長期ビジョン
b ●当該附属機関・委員会の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。	明治大学全体が、法人・教学の一致した共通理念である長期ビジョン「世界へ国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を実現化するために、基本政策の策定及び推進を行っている。					
(2) 学校法人の理念・目的が、教職員及び学生に周知され社会に公表しているか						
a ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること	明治大学ホームページに建学の理念等の情報を掲載することによって社会一般に対して広く周知・公表している【1-54-2】。 そのほか、教職員には、毎年度全員に配付している教職員手帳の1ページ目に、「明治大学の『建学の精神』と『使命』」を掲載している。 受験生に向けては、大学ガイドブックや受験情報誌等に建学の理念等の情報を掲載している【1-54-3】。 さらに、国内外の賓客をはじめ一般向けに配布している「明治大学総合案内」を4言語(日本語・英語・中国語・韓国語)で制作し、建学の理念等を周知【1-54-4】するとともに、外国語版ホームページ(英語、中国語、韓国語)のなかで明治大学について概要を説明する「About Meiji University」というページでも建学の理念等を紹介している。 広告等でも建学の理念を具現化したコンセプト「『個』を強くする大学」というフレーズを使用している。					1-54-2 大学ホームページ「教育情報の公開」 1-54-3 明治大学ガイドブック2014(抜粋) 1-54-4 明治大学総合案内(抜粋)

2014年度 法人自己点検・評価委員会

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述	
(3) 学校法人の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	長期ビジョンを具体化するための計画である「学校法人明治大学中期計画（以下「中期計画」という。）」【1-54-5】について、「学校法人明治大学中期計画策定委員会」規程第2条第3号【1-54-6】では、委員会の任務のひとつとして、「中期計画の実績等評価に関すること」と定めている。今後、2015年度末に、中期計画（第1期）（2014～2017年度の4カ年計画）の2014・2015年度分の中間総括を実施するとともに、適宜計画の見直しを行う予定である。建学の精神にのっとり策定した「長期ビジョン」を具体化するための中期計画は、中期計画策定委員会によって、今後も定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜計画の見直しを実施していく。					1-54-5 学校法人明治大学中期計画（第1期） 1-54-6 学校法人明治大学中期計画策定委員会規程

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 6 学生支援

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	発展計画 「改善を要する点」に対する発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述		当年度・次年度対応 H列にあれば記述	中長期的対応 H列にあれば記述	
学生の生活支援は適切に行われているか							
<p>●方針に沿って、生活支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。</p> <p>○ハラスメント</p>	<p>本学は人権尊重の精神の下で大学の諸活動を適正に運営するため「明治大学人権委員会規程」を制定し、人権侵害や差別を防止する諸施策を立案・実施している【6-54-1】。キャンパス・ハラスメントの防止については同規程第7条の下で「キャンパス・ハラスメント対策委員会」を設置し、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【6-54-2】及び同規程第5条に基づく「明治大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」【6-54-3】に従って行われている。「キャンパス・ハラスメント対策委員会」は、学識経験者を含む23名で構成され、規定された事項を運用するために「キャンパス・ハラスメント相談室」を駿河台キャンパスに設置しており、本学構成員すべての者の相談受付窓口となっている。この他、学生、教職員等別の「相談受付窓口」についてホームページで明示している【6-54-4】。2014年4月から2015年5月に寄せられた相談件数は37件（本学全構成員対象）となっている。</p> <p>「キャンパス・ハラスメント対策委員会」が発行する「ハラスメントのないキャンパスへ」を学生及び教職員に配付し【6-54-5】、さらに人権委員会の下に設置された「人権教育・啓発専門委員会」において、「人権講演会」や研修会等を行うことによりハラスメントへの予防対策を講じている【6-54-6:5～8頁】。</p> <p>相談対応に際し、心理的観点の必要性も増しているため、学外機関の専門家による支援(必要に応じて)導入のための予算要求を継続している。</p> <p>相談内容は多岐にわたり、当事者間で起きるトラブルとしての対応だけでは片付けられない背景を持ち、根本的な解決が得られない事例が多くなってきている。そうした場合に、教育の場や各職場に状況改善のための対応を求める機会も少なくない。現在までは、必要に応じて、対策委員長及び担当相談員が他部署の責任者と面談し、口頭による依頼や申し入れを行ってきているが、今後の他部署との連携体制についてシステム化の必要性が高まってきた。</p>	<p>関係機関が実施する研修等の中で、ハラスメント防止の話を盛り込むようになってきた。特に、職員研修を強化している人事課では、ハラスメント予防研修を毎年実施している。ほとんどの相談員が学内教職員であるため、学外機関の専門家による支援(必要に応じて)は大変有効である。</p>	<p>教育・研究の主体者である学生が不利益を被っている場合は、問題が表面化しにくく悪化してしまいやすいことに現場は注意を払いつつ、組織として早めの対応が必要であるが、迅速性に欠けている。キャンパス・ハラスメント対策委員会の相談機能の限度について、明示されていないとの指摘があった。</p> <p>大学構成員が人権やハラスメントの理解を深めるために、人権委員会と人権教育・啓発専門委員会を中心となって、現場の組織と協働してハラスメント予防策を実施することが重要である。</p> <p>ハラスメント相談に際して、当事者にカウンセリングなどのサポートが必要な事例も多いが、特に教職員には学内におけるメンタルヘルスケアへの具体的な枠組みがない。相談の拠点であるキャンパス・ハラスメント相談室は、現在駿河台のみの設置であるため、大変不便である。</p>	<p>学外機関の専門家による支援(必要に応じて)の内容について、現在は相談員等への助言や面談の同席に留まっているが、「専門家相談員」として位置づけることを推進する。</p>	<p>全学規模の「人権講演会」開催を年2回に増やすこと、現場の組織の状況に合わせた研修会・講習会をまずは年1回実施することを、働きかける。</p> <p>キャンパス・ハラスメント対策委員会の相談機能の限度について、問題対応に混乱を生じさせないために、可能な限り明確に表し、周知する。例えば、学外者からの相談、第三者からの相談(通報)、総合的見地から大学構成員としての問題、あるいは、組織としての問題ととらえるべき場合などについて、改めて検討し明確化する。</p> <p>学内におけるメンタルヘルスケアへの具体的な枠組みについて、引き続き関係諸機関(人権委員会・学生部・人事課・教職員組合等)と具体化計画を策定する。</p> <p>対策委員会のあり方についての検討をさらに進める。特に、懲戒規程(案)との直接的な関わり部分についての再考を推進する。</p>	<p>現在、対策委員(相談員)は23名であるが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、ある程度の専門的知識や経験を持った委員の必要性、また相談対応時の多大な負担を考えると、少なくとも30名程度までの増員を図りたい。相談の拠点であるキャンパス・ハラスメント相談室は、段階的増設(生田キャンパスの設置は最優先)も考慮しながら、4キャンパスすべてに配置されるよう計画を策定する。</p>	<p>6-54-1 明治大学人権委員会規程 6-54-2 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程 6-54-3 明治大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン 6-54-4 明治大学ホームページキャンパス・ハラスメント対策委員会ホームページ「相談受付窓口/相談室案内図」 6-54-5 ハラスメントのないキャンパスへ 6-65-6 明治大学キャンパス・ハラスメント対策委員会活動報告書</p>

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
校地・校舎の整備						
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか						
a ● 学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学の理念、目的を踏まえて、定めているか。	<p>理事会は、「学校法人明治大学長期ビジョン」（2011年11月）を策定し、10年後の明治大学のあるべき姿として定めたビジョン「世界へー国際人の育成と交流のための拠点 世界で活躍する強く輝く「個」を育てる教育研究の実現」を現実化するために、(1)「個」を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点、(2) 知の創造と開かれた学問の拠点、(3) 世界を結ぶヒューマンネットワークの拠点、(4) 学術・文化を世界に発信する拠点としていくことを方針として掲げている【1-54-1】。</p> <p>また、これを具体化するための基本的方針として「施設設備整備計画」の項目を設定し、教学が策定した「ランドデザイン2020」等との整合性を図りながら、明治大学の教育研究に寄与する教育環境を整備することを明示している。</p> <p>さらに、長期ビジョンを具体化するために、2014年度に「学校法人明治大学中期計画」を策定し、「施設設備整備計画」の項目で、(1) 既存施設の修繕計画、(2) 既存施設の建替え計画、(3) 新規施設の利用計画、(4) 学外賃借施設の取り込み、について、それぞれ目標・ロードマップを作成した。【1-54-5】</p>					1-54-1 学校法人明治大学長期ビジョン 1-54-5 学校法人明治大学中期計画（第1期）
b ● 教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体、組織、権限、手続きを明確にしているか。 ● その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	<p>法人側の施設設備整備計画については、理事会の下に設置している教育研究施設計画推進委員会において、本大学全体における本法人の地区計画・教育研究施設整備計画の策定及び推進を行うとともに、駿河台、和泉、生田及び中野の各キャンパス並びにその他の用地における本法人の地区計画・教育研究施設整備計画の策定及び推進を行っている【7-54-1】。</p> <p>2014年度は、委員会の下に各キャンパス施設計画推進専門部会を設置し、それぞれ常勤理事が座長となり、中期計画に基づき、今後10年間の施設建替え計画等にかかる検討を行った。その結果を踏まえ、2015年度は全キャンパスの施設計画の優先順位を策定する。</p> <p>また、中期計画については、中期計画策定委員会規程第2条第3号に、委員会の任務のひとつとして、「中期計画の実績等評価に関すること。」と定められているため、今後は、計画は定期的に進捗状況をチェックするとともに、適宜見直しを実施していく。【1-54-6】</p>					7-54-1 教育研究施設計画推進委員会規程 1-54-6 学校法人明治大学中期計画策定委員会規程

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 7 教育研究等環境

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか							
a ◎ 校地及び校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしているか。かつ、運動場等の法令上必要な施設・設備を整備しているか。 ● 方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。	教育研究環境整備に関する方針に基づき、各校地・用地に必要な校舎・施設を整備・配備している。2015年5月現在、本学の校地面積は303,277㎡、校舎面積は409,046㎡で、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を充足している【表1】。 既存キャンパスの利用価値・利便性を高めるとともに、教育研究活動等に資する環境整備を行うため、理事会では、各キャンパス隣接地の調整や土地交換等の検討も進めている。 有形固定資産の管理については、「学校法人明治大学固定資産・物品管理規程」【7-54-2】第3条において、「教育研究の効果を上げるため常に良好な状態において維持するとともに、経済性に留意し、有効適切に管理するよう努める」ことを原則としている。財務部長が総括管理責任者となり、担当常勤理事の命を受けて管理業務を統括し、この下に各キャンパス管理責任者を置き、資産登録台帳等を作成することにより、維持管理をしている。 施設維持の管理方式としては、駿河台キャンパスは統括管理方式、和泉・生田キャンパスは個別管理方式、中野・調布キャンパスは総合管理方式により、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託している。キャンパス外施設は、関連部署（分任管理責任者等）及び外部業者等と連携をとりながら適切な管理を行っている。 安全衛生管理については、消防設備点検及び建築設備定期点検を実施し、法令を遵守した管理を行っている。さらに、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定も行っている。					表1：設置キャンパスの概要 7-54-2 学校法人明治大学 固定資産・物品管理規程	
●バリアフリーに対応する等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み	ユニバーサルデザイン（バリアフリー）への対応として、本学は「グランドデザイン2020」において「バリアフリーに配慮したキャンパスにする」ことを方針としている【7-54-3】。これらの方針に基づき、2000年度以降新築された校舎は、バリアフリー対応が施されている。駿河台キャンパスでは、学生が利用する主要施設であるリビティタワー・12号館・アカデミーコモン・グローバルフロントについて、階段手すり・点字ブロックが整備されている。身障者用のトイレは合計14か所に設置されている。					7-54-3 グランドデザイン2020（抜粋）	

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(1) 学校法人の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。							
a ●意思決定プロセスや、権限・責任(教学と法人の関係性)、中長期的な大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。	<p>学校法人を代表する「理事長」を置き、大学を代表し、教職員を統督する「学長」を置いている。学長は、「学校法人明治大学寄附行為(以下、寄附行為とする。)」【9(1)-54-1】上で理事と定め、教育・研究計画を理事会に提案するとともに、経営的責任を負っている。理事長は、法人を代表し、業務基準・専決事項は「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」に定められ【9(1)-54-2】、各事務部門については、「事務管理職務権限規程」に部門管理者の職務及び権限を規定している【9(1)-54-3】。</p> <p>理事長は、理事会を主宰し、「事業計画書」をはじめ【9(1)-54-4】、本法人の重要事項を議決する。構成員は、理事長、学長、常勤理事(5名)及び理事(4名)及び監事(3名)であり、定期(毎月隔週)で開催している【9(1)-54-5】。効率的な意思決定に資するため「業務執行権限の委任に関する理事会申合せ【9(1)-54-6】」に則り、理事会、常勤理事会及び理事長の業務執行権限を下位の執行機関又は執行者に委任している。常勤理事会は、理事会決議の具体的施策に関して協議するとともに、理事会に付議する事項について事前協議するために設置し、原則毎週開催している。構成員は理事長、学長及び常勤理事(5名)であり、オブザーバーとして教学から総合政策担当副学長が出席している。また「理事会と学部長会との懇談会」を適宜開催し、教学組織との情報共有に努めている。</p>					9(1)-54-1 学校法人明治大学寄附行為 9(1)-54-2 理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程 9(1)-54-3 事務管理職務権限規程 9(1)-54-4 事業計画書 9(1)-54-5 学校法人明治大学法人役員一覧及び2014年度理事会等開催日程 9(1)-54-6 業務執行権限の委任に関する理事会申合せ	
	<p>評議員会は、評議員74人をもって組織し、年2回定時に、必要があるときは臨時で開催する。評議員会の議決要件等は寄附行為に規定している。大学院長、各学部長及び高等学校長兼中学校長が職務上の評議員として出席し、法人としての意思決定に参画している。理事会では、建学の精神にのっとり、本法人及び設置学校における長期的な目標や戦略課題を示す「学校法人明治大学長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。)【1-54-1】を策定した。10年後(2020年)の長期ビジョンとして、「世界へ-国際人の育成と交流のための拠点、世界で活躍する強く輝く『個』を育てる教育研究の実現-」を掲げ、ビジョン実現のための理念として「『個』を強め、社会と世界をリードする人材育成の拠点」等を5つ掲げ、これら5つの理念を具体化するための施策として、①教育、②研究、③社会連携・社会貢献、④国際連携、⑤施設設備整備計画、⑥財務戦略、⑦組織・運営体制、⑧明治高等学校・中学校の領域で8つの基本方針を定めた。この中で特に⑤～⑦については、学校法人としての管理運営方針を明示したものである。</p>						
	<p>2014年9月には、長期ビジョンを具体化するため、「学校法人明治大学中期計画(第1期)」(以下「中期計画」という。)【1-54-5】を策定した。上述した長期ビジョンの①～⑧の基本方針に基づき、それぞれ具体的な目標及びロードマップを策定した。中期計画は、「中期計画策定委員会」において、実績等評価及び適宜計画の見直しを実施することとなっている。中間総括として、2014年度及び2015年度の実績評価を、2015年度末までに取りまとめる予定である。</p>	法人運営の基本方針である長期ビジョン及び中期計画を学内外に広く公開し、共有することにより、一体的な基本政策を推進している。		中期計画の中間総括として、2014年度及び2015年度の実績評価を、2015年度末までに取りまとめるとともに、適宜計画の見直しを行う予定である。			

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
●方針を教職員が共有しているか。	長期ビジョン及び中期計画はホームページに公表するとともに【9(1)・54・7】，教職員には冊子やM I C S（事務情報共有サービス）に掲載している。また新入職員研修において，長期ビジョンに基づいた本学の方向性や理念について説明を行っている。					9(1)・54・7 大学ホームページ「学校法人明治大学長期ビジョン」 http://www.meiji.ac.jp/chousaka/longterm_visions.html 「学校法人明治大学中期計画（第1期）」 http://www.meiji.ac.jp/chousaka/middleterm_plan_ver1.html	

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 当年度・次年度対応 H列にあれば記述 中長期的対応 H列にあれば記述	
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか						
a ◎所用の職を設け、これに対応する組織を整備し、これらの権限を明確に定めているか。 ●方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。	<p>本学は二長制を採用しており、学校法人明治大学を代表し、その業務を総理する「理事長」を置く一方、明治大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、所属教職員を統督する「学長」を置いている。</p> <p>理事長は、法人を代表し、経営に関する総括者として学内諸機関全般の円滑な運営を図り、所定の業務を遂行することによって、教育・研究の向上を図ることを基本的業務としている。理事長をはじめとした各理事の業務基準・専決事項は「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」に定め【9(1)-54-2】、各事務管理職についても「事務管理職職務権限規程」に基本的職務及び権限を規定しており【9(1)-54-3】、これに従い決裁手続きを行っている。</p> <p>学長は、「学校法人明治大学寄附行為(以下、寄附行為とする。)」上で理事と定めており、大学における教育・研究の方針及び計画について理事会に提案するとともに、理事会の一員として経営的責任を負うことによって教育面と経営面の調和を保持し、もって教育・研究の向上を期することを基本的業務としている。なお、副学長、学部長及び大学院長等の職務についても規定されており、教学の意思決定プロセスは適切に運用されている。</p> <p>二長を補佐する役割として、理事長には理事、学長には副学長、学長室専門員が主となり業務執行、政策立案することにより、法人組織及び教学組織の管理運営を行っている。</p> <p>法人の意思決定プロセスについては、以下のとおり明示する。</p> <p>(1) 理事会 理事会は、本学の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適切な経営管理を行うため、「事業計画書」をはじめ【9(1)-54-4】、基本的な施策、方針、計画等本法人の重要事項を審議し、決定することを基本的業務とし、定期(毎月隔週)で開催している。理事長、学長、常勤理事(5名)及び理事(4名)を構成員とし、法人の業務について意見を述べる責務を持つ監事(3名)も出席している【9(1)-54-5】。理事会は理事総数の過半数が出席することにより開催し、議事については、「出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決すること」及び「重要事項などについては理事総数の3分の2以上の議決がなければならないこと」を寄附行為第11条に規定している。理事会は議題に応じて「業務執行権限の委任に関する理事会申合せ【9(1)-54-6】」に則り、理事会、常勤理事会及び理事長の業務執行権限を下位の執行機関又は執行者に委任し、効率的な意思決定を行っている。また「理事会と学部長会との懇談会」を適宜開催し、教学組織との情報共有に努めている。</p> <p>(2) 常勤理事会 常勤理事会は、理事会において決定した基本方針に基づき、その具体的施策に関して協議・決定するとともに、理事会に付議する事項について事前協議するために設置し、業務基準として、「理事会に付議する事項についての事前協議及び調整に関すること」をはじめ6点を規定し、原則毎週開催している。構成員は理事長、学長及び常勤理事(5名)であり、オブザーバーとして教学から総合政策担当副学長が出席している。</p>					

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
	<p>(3) 評議員会</p> <p>評議員会は、評議員74人をもって組織し、年2回定時に、又は必要があるときは臨時で開催する。評議員会の議事進行役として、評議員の互選をもって、議長及び副議長各1人を置く。評議員会は評議員総数の過半数の出席をもって開催し、議事については、「法令又は校規に特別の定めがある場合を除いては、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する」ことを寄附行為第23条に規定している。なお、大学院長、各学部長及び高等学校長兼中学校長が職務上の評議員として出席しており、法人としての意思決定に参画している。</p>						

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(3) 学校法人の業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか							
a ◎必要な事務組織を整備し、職員を配置していること。	<p>事務組織の任務等については、事務組織規程【9(1)-54-8】及び事務分掌内規に定めている。2015年4月現在の事務組織は14部・3室から成る58事務室・課体制である。事務管理職として、部長・室長、事務長・課長を置いている。事務管理職は「職務権限規程」【9(1)-54-3】に基づき、担当理事、大学役職者の命を受け、職務を遂行している。人員配置に関しては、毎年、業務量・業務内容を把握するため、各部署が業務分担表を作成し、人事課へ提出することとしている。人事異動は、総務部長及び人事課長が各部門長にヒアリングを実施の上、部署の現状・要望を把握しながら人員配置を決定している。</p> <p>事務職員の定員管理については、退職者補充が原則ではあるが、中野キャンパス開設に向けた要員確保については既卒者の採用が認められ、2014年5月における専任事務職員数は563名となり、2007年度の480名からこの6年間で約80名増員している。また、専任職員以外にも特別嘱託職員を採用し、GP等の補助金事業の推進サポートやキャリア支援、情報メディア関係、学生相談等の専門的な技術や資格が必要な業務を担当している。</p>					9(1)-54-8 事務組織規程	
	<p>事務組織について、2014年度は、大型プロジェクト研究の適切かつ円滑な推進に資するため、研究推進部に「大型プロジェクト研究推進事務室」を設置する等、新規業務等を推進するため、恒常的に改善を図っている。</p> <p>また、事務機能の改善については、中期計画に基づき、事務組織のあるべき姿及び個別の事務組織設置・改善に関する検討を行うため、事務部長会【9(1)-54-9】の下に「事務組織改善ワーキンググループ」を設置し、実施案を策定している最中である。</p> <p>さらに、遂行している業務が本学の教育研究活動における発展の一助となっていることを各事務職員が理解・把握するために「部門目標制度」を導入している【9(1)-54-10】。部門目標は、毎年度、部長・室長が作成し、それに基づき、部署目標を事務長・課長が作成・周知することにより、所属員が具体的な目標及び役割を設定している。さらに、部門間の業務協力が必要となることも考えられるため、MICSに各部門及び部署目標並びに行動計画を掲載している。</p> <p>大学全体に関わる政策推進にあたっては、部署の枠を超えた事務職員のプロジェクチームがある。プロジェクトチームは業務遂行に必要な事項を定め、事務部長会で承認することにより、チームが結成される【9(1)-54-11】。</p> <p>職員個々の資質向上のため、職員研修基本計画【9(1)-54-12】、人事評価制度【9(1)-54-13】、人事異動方針【9(1)-54-14】とも連動させ人事制度全体として職員個々の強化及び資質向上に取り組んでいる。</p>					9(1)-54-9 明治大学事務部長会規程 9(1)-54-10 部門目標、部署目標及び行動計画の概要 9(1)-54-11 プロジェクトチーム設置要綱 9(1)-54-12 職員研修基本計画 9(1)-54-13 人事評価制度 9(1)-54-14 人事異動方針	

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(4) 事務組織の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか							
a ●事務職員の資質向上に向けた研修などを行うことによって、改善につながっているか。	事務職員の人材育成とモチベーション向上を目的に業務実績評価（目標達成度評価を含む）と行動評価制度を組み合わせた新人事評価制度を2011年度から一部導入し、2012年度からは全面的に実施している。目標管理制度を導入したことにより、組織の中で職員自身がやるべきことを明確化し、目標達成に向けて主体的に業務に取り組む仕組みを構築している。また、行動評価においては、資格ごとに定義された行動基準と実際の行動を照らし合わせることで、本人と組織が期待する姿のギャップを顕在化させ、更なる自己成長への動機づけとしている【9(1)-54-15】。現在、人事評価自体は限られた範囲でしか処遇と結びつけていないが、職員の中に目標達成に対する意識が向上してきている。					9(1)-54-15 人事評価マニュアル	
	職員に求められる人材像として定義した「プロフェッショナル人材」を念頭に置き、職員人事委員会にて毎年策定している職員研修基本計画に基づき、研修制度を体系立てて実施している。「第1種研修」（法人が主催するもの）、「第2種研修」（外部団体が主催するもの）、「大学院在学研修」等により、専門性の向上と業務の効率化を図ることを目的としている【9(1)-54-16】。特にアドミニストレータとして必要とされるマネジメント能力を有する人材養成のため、「職員の大学院在学研修取扱要綱」【9(1)-54-17】に基づき、2014年度には本学グローバル・ビジネス研究科に1名、2015年度からは本学グローバル・ビジネス研究科に1名、東京大学大学院教育学研究科に1名を派遣している。 入試、広報、財務、人事等の部署においては、課題共有を目的とした他大学との連絡会を開催し、本学の業務改善に寄与させるとともに担当者の専門性を高めている。また、2014年・2015年と系列法人化している国際大学に研修者1名を派遣し、国際大学からも研修者を受入れ、職員間の交流を図っている。 さらに、文部科学省や日本私立大学連盟等が主催する調査研究事業や研修プログラム等に運営委員や講師等として参画し、大学職員として、教育開発や組織開発・人材養成に指導的な役割を果たす者も多く、これらは求められる職員像の「プロフェッショナル人材」を体現する取り組みと言える。					9(1)-54-16 2014年度職員研修基本計画 9(1)-54-17 職員の大学院在学研修取扱要綱	
	また、専門性を高めた者に関しては、業務に支障のない範囲で職員を兼任講師として委嘱することができ、主に情報メディア、キャリアデザイン、図書館活用法等の授業科目等の分野で職員が授業を担当している。2014年度は約50名が授業（1コマあるいは、15回授業のうち複数回のみ担当）を受け持った【9(1)-54-18】。 大学のグローバル化推進に寄与するため、語学研修制度やグループでの海外研修制度を設け【9(1)-54-16】、語学研修には2014年度は、延べ84名の参加者があった【9(1)-54-19】。また、海外研修は2011年度から部・事務室単位で共通のテーマを設定した研修団を編成しており、2013年度からは海外教育機関派遣型に変更し、2014年8月には、カリフォルニア大学へ職員10名を派遣した【9(1)-54-20】。					9(1)-54-18 2014年度職員の兼任教員としての授業担当一覧 9(1)-54-19 目的別研修（語学研修）実施要領（Ⅰ期・Ⅱ期） 9(1)-54-20 2014年度目的別研究（海外研修）海外教育機関派遣型実施要領	

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準 9 管理運営・財務 1 管理運営

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt + Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
	<p>研修制度の有効性として、自発的参加者（第2種研修）が多いことが特徴である【9(1)-54-21】。また大学院修了者には、経験と見識を高めることで成果を上げ、昇格試験に合格し、職場の中核として活躍している者も多い。学外団体への出向経験のある職員は実務経験を活用し、本学の改革をリードしている。海外研修については、学内各部署の国際業務に携わる者による意見交換により、部署同士が相互に国際業務に関する理解を深めている。また、ワシントン大学への海外研修については、研修終了後に報告会を役員向けに開くことにより、本研修の成果を確認できるようにし、本制度の有効性の検証につなげている【9(1)-54-22】。</p>	<p>研修予算が削減される中で一律の集合研修を減らし、外部プログラムを活用したより主体性を伸長する仕組みに変更した。</p>	<p>研修受講者に偏りがみられる。</p>		<p>年代別、資格別で受講必須の研修を設定する。</p>		<p>9(1)-54-21 2014年度職員研修参加者実績一覧 9(1)-54-22 目的別研修（海外研修：海外教育機関派遣型）研修報告会実施要領</p>

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準10 内部質保証システム

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(1) 学校法人の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。							
a ◎自己点検・評価を定期的に行っていること。 ◎自己点検・評価の結果を公表していること。	法人では、毎年、「法人自己点検・評価委員会設置内規」【10-54-1】に基づき、法人自己点検・評価委員会を実施しており、各法人部署が作成した報告書を、全学的な視点から点検・評価している。公表については、法人部門の内容を含めた報告書を、取りまとめ部署である評価情報事務室が本学ホームページで広く社会に公表している。					10-54-1 法人自己点検・評価委員会設置内規	
◎受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報を公表していること。 ※財務関係書類(事業報告書等) ※学校教育法等法令によるもの ※情報公開請求への対応	「情報公開」として学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公表」【10-54-2】、法人経営に係る内容を本学ホームページの「事業計画書、事業報告書、財政状況」の各ページにおいて年度初めに公表している【10-54-3～5】。本学の保有する個人情報の開示等請求については「個人情報の保護に関する規程」【10-54-6】に基づき、手続き、窓口等をホームページに明示している【10-54-7】。個人情報保護関係では、「学校法人明治大学個人情報保護方針」【10-54-8】、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」【10-54-9】及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」【10-54-10】を定め、教職員が適切に個人情報を取扱うよう管理体制を整えるとともに、新入職員研修その他の研修を企画・実施し、意識の徹底に努めている。					10-54-2 情報公開ホームページ「教育情報の公開」 10-54-3 情報公開ホームページ「事業計画書」 10-54-4 情報公開ホームページ「事業報告書」 10-54-5 情報公開ホームページ「財政状況」 10-54-6 個人情報の保護に関する規程 10-54-7 個人情報保護方針ホームページ 10-54-8 学校法人明治大学個人情報保護方針 10-54-9 図書館における個人情報の保護に関する要綱 10-54-10 学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン	
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか							
a ●質保証を積極的に行うための方針を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。 ①内部質保証の方針と手続きの明確化 ②内部質保証を掌る組織の整備 ③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立 ④構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底	本学では、建学の精神、理念・使命、人材養成その他教育研究上の目的及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、明治大学「内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している【10-54-11】。 「内部質保証の方針」では、点検・評価を行う「自己点検・評価 全学委員会」「各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会」「自己点検・評価 評価委員会」の役割を定めるとともに、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げている。 構成員のコンプライアンス意識の徹底に関しては、法令順守の精神に則り、教育・研究を行う高等教育機関としての社会的な責任を果たすため、各種の分野に応じ、必要な校規を設けるとともに、それに定めるところにより教育・研究活動及びその支援業務を行うことにより、コンプライアンスの徹底を図っている。研究関係では、「明治大学研究者行動規範」【10-54-12】、「明治大学利益相反ポリシー」【10-54-13】等、情報システム関係では、「明治大学情報セキュリティポリシー」【10-54-14】等、ハラスメント関係では、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【10-54-15】等を定めている。					10-54-11 内部質保証の方針 10-54-12 明治大学研究者行動規範 10-54-13 明治大学利益相反ポリシー 10-54-14 明治大学情報セキュリティポリシー 10-54-15 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	

2014年度 法人自己点検・評価委員会

基準10 内部質保証システム

点検・評価項目 ◎…法令要件を評価する項目 ●…大学等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		
					当年度・次年度対応 H列にあれば記述		中長期的対応 H列にあれば記述
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか							
a ●そのシステムを適切に機能させ、改善に結びつけているか。 ①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 ②データベース化の推進 ③学外者の意見の反映 ④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応	<p>法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度)予算委員会審議報告書」【10-54-16】を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度)予算委員会要望事項について(報告)」【10-54-17】として、理事会の意思決定、予算執行を振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。</p> <p>なお、「法人部門の自己点検・評価」については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた「法人自己点検・評価委員会」が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。</p>						10-54-16 2014年度 予算委員会審議報告書 (学校法人明治大学評議員会) 10-54-17 2014年度 予算委員会要望事項について(報告)
	<p>法人及び設置学校の活動内容に関するデータベース化の推進として、当該年度の大学の活動記録である「学事記録」【10-54-18】と、年度推移や他大学との比較に焦点をあてた「本学の概況資料集」【10-54-19】を、経営企画部企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、データをM I C Sに掲載し、教学の発展方策や経営判断資料作成など多面的な利用に供することとしている。</p> <p>2014年度については、2013年度学事記録を11月27日に、2013年度概況資料集を7月24日に発刊した。</p> <p>2013年度に受審した大学基準協会からの大学評価(認証評価)では、法人部門に関する指摘事項(努力課題)は無かった。</p>						10-54-18 2012年度 学事記録 10-54-19 2012年度 本学の概況資料集

キャンパス名	組織	設置されている教育組織	収容定員 (人)	校地面積 (㎡)	収容定員 一人あたりの 校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	収容定員 一人あたりの 校舎面積 (㎡)
駿河台キャンパス	【学 部】	< 3・4年次 > 法学部／商学部／政治経済学部／文学部／経営学部／情報コミュニケーション学部	11,045	36,625	3.32	170,593	15.45
	【大学院】	法学研究科／商学研究科／政治経済学研究科／経営学研究科／文学研究科／情報コミュニケーション研究科／グローバル・ガバナンス研究科					
	【専門職大学院】	法務研究科／ガバナンス研究科／グローバル・ビジネス研究科／会計専門職研究科					
和泉キャンパス	【学 部】	< 1・2年次 > 法学部／商学部／政治経済学部／文学部／経営学部／情報コミュニケーション学部	9,502	80,240	8.44	85,525	9.00
	【大学院】	教養デザイン研究科					
生田キャンパス	【学 部】	理工学部／農学部	6,711	169,832	25.31	120,747	17.99
	【大学院】	理工学研究科／農学研究科					
中野キャンパス	【学 部】	国際日本学部／総合数理学部	2,575	16,580	6.44	32,181	12.50
	【大学院】	国際日本学研究科／先端数理学研究科／理工学研究科新領域創造専攻・同建築学専攻国際プロフェッショナルコース					